

真庭市農業委員会だより

豊かな大地

第9号

編集・発行 真庭市農業委員会 真庭市久世2927-2 電話(0867)42-1676 FAX(0867)42-1048 E-mail nohgyoh@city.maniwa.lg.jp

農業委員会制度が大きく改正されました！

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正、施行され、
真庭市農業委員会も今年7月20日から新体制に移行します。

主な改正のポイント

農業委員会業務の重点化

- 農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることを明確化

農業委員の選出方法の変更

- 従来の公選制（選挙）から市議会の同意を要件とする市長の任命制に変更

農地利用最適化推進委員の新設

- 農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化（担い手への集積、耕作放棄地の発生防止など）を推進する農地利用最適化推進委員を新設

農業委員・農地利用最適化推進委員の

募集・推薦
受付中

- 農業委員は、市内全域で19名、最適化推進委員は地区ごとに定数を定めて募集します。

農業委員又は最適化推進委員への応募や推薦をされる方は、平成29年3月21日から平成29年4月20日までの期間に、所定の届出書及び推薦書を農業委員会へ提出してください。但し、農業委員、最適化推進委員に応募、推薦される方は次の要件をすべて満たすものでなければなりません。

- (1)農業に関する識見を有すること。
- (2)農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる。
- (3)原則として、農業委員の選任予定日において、市内に住所を有する者であること。

※農業委員の過半は認定農業者である必要があります。

もくじ

農業委員会法改正・募集について	P 1
真庭市内で「頑張っている人」の紹介	P 2
委員活動報告・農地パトロール・非農地調査	P 3
遊休農地の解消に向けて	P 4
農地中間管理機構による農地売買事業のお知らせ	P 5
平成28年度真庭いきいき農林業者のつどい	//

農地の売買・貸借・転用について	P 6
平成29年度真庭市農業委員会総会開催日等一覧表	//
農業者年金について	P 7
女性農業委員活動	//
農地の賃借料情報・編集後記	P 8

真庭市内でがんばっている人 紹介します



ぶどうを収穫する青木さん

月田でぶどう栽培を行っている青木さんは、ぶどう一筋18年、79歳になつた今もなお奥様と二人三脚で頑張つておられます。(平成18年には品評会で優秀賞受賞) 耕作面積は1反5畝で、毎年1t前後のピオーネをJAに出荷したり、日本各地の方々に直売しています。

青木貴夫さん(月田)

この年で農業で税金を納めていることが誇り♪



昨年の出来は、まずまずで甘くておいしかったそうです。

ぶどう栽培を始めたのは、会社を定年退職した60歳の時、ぶどう栽培の先輩方に勧められたのがきっかけです。ぶどう栽培でなにより大変なのが水やりです。

10日に1回、17本ある木に1本約300ℓの水をやらなければなりません。干ばつの時は川から水を汲みあげて運び、水やりをするのでなおさら大変だそうです。

年齢を重ねるごとに足腰の痛みや持病で、毎年「もうやめようか」「いやいや、もうちょっと頑張ろう」との葛藤で現在までやってこられたそうです。そのかいあって、平成27年は色々な条件にも恵まれ過去最高の収益になりました。

ぶどう栽培で特別なことはしていませんが、基本に忠実に栽培しているそうですが、ぶどう栽培は、とても大変ですが頑張ります。

張った分だけ収入を得られるのでやりがいがあります。身体が元気な限り頑張りたいとのことです。最後に「奥さんが一緒に頑張ってくれたから、こんなに長く続けられた。小柄だけど力があるんですよ」と笑顔で語ってくれました。

これからも
真庭市内で
頑張っている人を
どんどん紹介して
いきます!



青木さんと奥様の英子さん

委員活動報告

平成28年度 農業委員活動

2017年4月発行

真庭市農業委員会だより「豊かな大地」 第9号

平成29年

平成28年

3月13日	3月10日	2月23日	1月12日	1月9日	12月30日	11月30日	11月10日	11月16日	11月18日	10月28日	9月13日	8月11日	8月10日	8月3日	5月10日	5月26日	5月27日
第6回女性農業者意見交換会	農委法改正検討委員会	農委法改正検討委員会	農地パトロール（市内全域）														

農地パトロール（市内全域）

農業P会議
農委法改正検討委員会（農委法改正検討委員会）・編集委員会

農地利用状況調査（市内全域）

7月総会・農委法改正検討委員会・産業P会議
農業委員研修会（吉備中央町）

6月17日
農業委員会（東京）

4月12日
4月総会・産業活性化プロジェクト
会議（以下産業P会議）

5月総会・運営委員会

5月10日

平成28年度 農業委員活動

平成28年10月28日から11月4日にかけて、農業委員により、農地パトロールを実施しました。優良農地にも係らず耕作が出来ていない農地および、違反転用の有無について確認しました。

今後は所有者に対し適切な農地の利用を働きかけていきます。また違反転用にならないよう農地の転用をお考えの方は、必ず農業委員会までご相談ください。

平成28年度、真庭市は曲りと見明戸について現地調査を行いました。
荒れ具合に応じて、草刈りなど手を加えることで耕作再開が可能な農地か、森林や原野となり再生が困難な農地かに分類しています。

今後の取り組み

今後は市内全域について、耕作放棄率の高い地域から優先的に非農地調査を行う予定としています。調査の結果、再生が困難な農地については、農地所有者に「非農地通知書」を発送する予定です。

非農地通知書を受け取った

農地所有者の方へ

非農地通知書は、農業委員会が農地ではないことを証明した書類です。原則、田や畑を宅地など農地以外に転用する場合は、農業委員会の許可が必要です。しかし、非農地通知書は許可に代わるものであり、法務局（登記所）で提示して地目変更することができます。今後、農業委員会から「非農地通知書」が届いたら、速やかに地目変更の手続きをお願いします。

非農地調査



遊休農地の解消に向けて

毎年、農業委員会が行う農地利用状況調査の結果、遊休農地（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地やその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地）と判断された農地の所有者に対し、利用意向調査を行っています。

利用意向調査の結果、今後も引き続き、耕作や管理がされていないと判断されると、翌年度から農地の固定資産税が増額する可能性がありますので、日頃から農地の適正な耕作、管理をお願いいたします。

平成29年度から遊休農地に対する課税の強化が実施されるようになりました。



農業委員会が
「遊休農地」と認定
「遊休農地の
「利用意向調査」を実施

①農地中間管理事業
農地所有者代理事業
を利用する

②自ら耕作する
③誰かに
貸すか売る

④利用する
意思なし・
回答なし

再6
度「現地確認」
力月後以降に

固定資産税の
変更なし

耕作している
固定資産税の
変更なし

耕作していない
対象農地の
固定資産税が
翌年度から約1.8倍

対象農地の
固定資産税が
翌年度から約1.8倍

次の①、②のいずれかに該当することとなった場合などは、翌年度以降の固定資産税の課税強化は解除されます。

①利用状況調査(毎年実施)などにより、遊休農地が解消されたことが確認された場合

②農地中間管理機構との借入協議の結果、該当農地を農地中間管理機構が借り入れた場合

農地中間管理機構による農地売買事業のお知らせ

農地の売買を行う際に、一定の要件を満たせていれば、農地中間管理機構の仲介を受けた場合に様々なメリットがあります。

農地売買事業のメリット

①公的機関である農地中間管理機構が間に入るので安心して売買ができます。また農地代金は、農地を売った人に機構がお支払いしますので、確実に支払われます。農地を買う人も機構が登記簿や抵当権等の確認をするから安心です。

②税制上の優遇措置が受けられます。

農地を売った人は、譲渡所得について800万円まで控除されます。
農地を買った人も、不動産取得税や登録免許税の軽減があります。

③契約書の作成や登記等の手続きなど煩雑な事務は機構が行いますので、登記費用や契約書の印紙税がかかりません。



機構が仲介できる要件

買い入れる農地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地に限ります。

買い手となれるのは、認定農業者・基本構想水準到達農業者・認定新規就農者などの農業の担い手に限ります。

買い手の農地取得後の面積が、機構の定める面積以上になること。

平成
28年度

真庭いきいき 農林業者のつどい



「いま大切なことは、農林業を持続させること」

株式会社パソナ農園隊

取締役コンサルティング事業部
部長 中川 正樹氏による講演

平成29年1月20日に、真庭いきいき農林業者のつどいが、久世エスパスホールにて開催され、新規就農者の紹介、活動事例発表、講演会が行われました。

当日は、たくさんの方が来場され展示や販売コーナーも賑わっていました。

【平成28年度新規就農者】

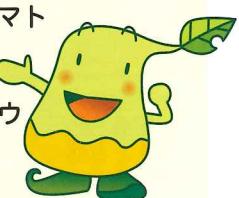
林 亮佑さん (蒜山富掛田)トマト

林 麻紀子さん (蒜山富掛田)トマト

針山 真司さん (豊栄)トマト

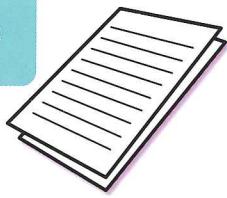
妹尾 学さん (下中津井)ブドウ

本多 雄嗣さん (木山)ブドウ



農地法の申請から許可までの流れ

締切：原則毎月20日ですが
月によって異なる場合があります



申請書の提出

(転用申請) (耕作目的の貸借・売買申請)



農業委員会総会で審議

月末

県農業会議への諮問

**耕作目的の
貸借・売買許可**
(3条) 利用権の設定

→
**30aを超えない
転用許可**
(4条・5条)

→
**30aを超える
転用許可**
(4条・5条)

※転用申請・利用権設定の用紙はインターネットでも手に入ります。
<http://www.city.maniwa.lg.jp/> (真庭市公式ホームページ)
真庭市HP→サイト内の検索→「農地の権利移動(売買等)について」(3条)
「農地の転用について」(4・5条)「利用権設定について」(利用権)

農地を売買・貸借する場合、または宅地や駐車場などに転用する場合は、農業委員会の許可を受けることが農地法で定められています。必要な許可を受けていない場合は、処罰の対象になることがあります。

農地区分や目的により、転用できない事がありますので、契約や工事をする前に、農業委員会事務局または農業委員へご相談ください。

農地の貸借は「利用権設定」であります。離作料は不要です。

○期間終了により農地が返ってきます。

○農地法の許可が不要になります。

※8頁へ農地の賃借料情報を掲載しています。

利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われる農地の貸借契約です。

**農地(田畠)の売買・貸借
転用には許可が必要です**

平成29年度 真庭市農業委員会総会開催日等一覧表

申請の締切日	総会日	3・4・5条許可日	県農業会議常設審議委員会開催日
3月21日(火)	4月11日(火)	4月11日(火)	4月28日(金)
4月20日(木)	5月10日(水)	5月10日(水)	5月26日(金)
5月19日(金)	6月13日(火)	6月13日(火)	6月28日(水)
6月20日(火)	7月7日(金)	7月7日(金)	7月18日(火)
農業委員任命後の臨時総会	7月20日(木)	—	—
7月21日(水)	8月10日(木)	8月10日(木)	8月28日(月)
8月18日(金)	9月12日(火)	9月12日(火)	9月28日(木)
9月20日(水)	10月11日(水)	10月11日(水)	10月30日(月)
10月20日(金)	11月10日(金)	11月10日(金)	11月28日(火)
11月20日(月)	12月8日(金)	12月8日(金)	12月15日(金)
12月18日(月)	1月10日(水)	1月10日(水)	1月29日(月)
1月19日(金)	2月9日(金)	2月9日(金)	2月28日(水)
2月20日(火)	3月9日(金)	3月9日(金)	3月28日(水)

* 総会の開催時刻は原則午前10時からですが、都合により午後からの開催もあります。

* 総会日が変更になれば、許可日も変更になります。

* 4・5条申請の許可日は原則総会日となります。30aを超えるなど県の諮問が必要な案件については、県農業会議常設審議委員会の審議結果通知後許可となりますので、必ずしも開催日の翌日で許可とはなりません。

農業者年金について

(1) 農業者年金の加入資格

- 年間 60 日以上農業に従事している
- 国民年金の第 1 号被保険者（国民年金加入者、ただし保険料納付免除者を除く）
- 60 歳未満

上記のすべてに該当していれば、誰でも加入することができます。したがって農業経営者以外でも、自分名義の土地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの方も加入することができます。

(2) 加入と脱退

現在の農業者年金は任意加入制で、年金を必要とされている方が加入する仕組みです。

旧農業者年金制度のように強制加入制はとられていません。

加入も任意ですが、脱退も自由です。ただし、脱退された場合は脱退による一時金としてではなく、それまでに加入者が支払った保険料と運用益が、加入期間にかかわらず（たとえ 1 か月の加入でも）将来、年金として支給されます。

(3) 農業者年金加入と国民年金の付加年金への加入

農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金の加入義務があります。

この国民年金の付加年金は、付加保険料の月額 400 円を国民年金保険料に上乗せして納付すると、付加年金として、毎年 $200 \text{ 円} \times \text{納付月数}$ の付加年金が受給できる国民年金の上乗せ年金制度です。

◎ 例えば、付加保険料を 10 年間、120 か月納付した場合は、

★ 支払う付加保険料（総額）

月額 $400 \text{ 円} \times 120 \text{ か月} = 48,000 \text{ 円}$ (10 年間の納付額)

☆ 受け取る付加年金（年額）

$200 \text{ 円} \times 120 \text{ か月} = 24,000 \text{ 円}$ (1 年間の受給額)

となり、2 年間付加年金を受給すると自分で納付した保険料の元が取れるのです。



〈女性農業委員活動〉

平成28年3月11日に、第5回となる「女性農業者意見交換会」が、J A あいあいタウンで開催されました。

岡山県農業開発研究所の方に来ていただき、6次化に向け初めての方からベテランの方まで、注意すべき点などを教えていただきました。

この事がきっかけで、北部の地域でも加工についての勉強会が行われるなど、うれしい広がりを見せました。

加工について考えておられる方などは、強い力となっていただけますのでぜひ、農業開発研究所をご利用いただけたらと思います。



意見交換会の様子

～農地の平均的な賃借料をお知らせします～

農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃貸借された賃借料を集計し、情報提供しますので、参考としてご活用ください。

なお、平成21年12月施行の「農地法の改正」により標準小作料は廃止されました。

- 平成28年1月から12月までの取引の集計値です。
- 無償での契約（使用貸借）と物納は件数を上げています。
- 参考ですので実際の契約を拘束するものではありません。
- 農地の貸し借りは農地法の許可を得て行いましょう。（6ページを参照）

農地の賃借料情報

平成28年1月から12月までに締結（公告）された利用権設定における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりです。

【田（水稻）の部】

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	その他	
					無償契約データ数	物納データ数
（旧北房町、旧落合町、旧久世町）全域	6,000	10,000	3,000	14	317	74
（旧勝山町、旧美甘村、旧湯原町）全域	6,733	8,617	5,000	16	63	30
（旧中和村、旧八東村、旧川上村）全域	8,320	10,000	5,000	61	35	21
合 計				91	415	125

【田（飼料作物）の部】

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	その他	
					無償契約データ数	物納データ数
（旧中和村、旧八東村、旧川上村）全域	13,786	20,000	4,000	355	79	6



蒜山タンチョウの里

http://www.city.maniwa.lg.jp/
真庭市HP→サイト内の検索→豊かな大地

（樋口）

大きな風が日本に向ってやってくる、そんな年になるのでしょうか。やはり今年も大雪がどかりと降り積もり、日々の生活もままならず、それでも春はやって参ります。皆が穏やかに過ごせる一年でありますように。

編
集
後
記

発行：毎週金曜
購読料：月額7百円
申込先：農業委員または農業委員会事務局へ

※見本誌もございますのでお気軽にご連絡ください。
農地を守り、担い手を応援する農業専門情報紙です。経営と暮らしに役立つ情報を分かりやすくお伝えします。

全国農業新聞の
購読ご案内